

山梨市議会災害対策会議設置要綱

令和元年 9 月 1 日
議 会 訓 令 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山梨市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 山梨市議会議長（以下「議長」という。）は、山梨市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたときには、これと連携するため山梨市議会災害対策会議本部（以下「災害対策会議本部」という。）を設置することができる。

2 前項に規定する災害対策会議本部は、必要に応じて災害対策会議を設置することができる。

3 議長は、災害対策会議本部又は災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

(組織)

第 3 条 災害対策会議本部は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員会委員長及び議会事務局長をもって構成する。

2 災害対策会議は、前項の災害対策会議本部の構成員を含む山梨市議会議員（以下「議員」という。）をもって構成する。

3 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否及び居場所の確認を行うこと。
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員に提供すること。
- (3) 議員からの災害情報を収集及び整理し、市本部に提供すること。
- (4) 被災者からの相談内容を整理すること。
- (5) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。
- (6) 国、県及び関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (7) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第 5 条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。